

在外邦人選挙権制限

【訴訟】1996年の衆議院議員選挙の際、海外に居住していた日本人が、選挙権を行使できないのは違憲・違法だとして、慰謝料を求めた訴訟。

【判決】2005年、在外邦人の選挙権について、国会が正当な理由なく選挙権の行使を制限したとして国家賠償請求を認めた。この判例は、選挙人の資格を定めた憲法44条とも関連する。

成年被後見人の選挙権制限

【訴訟】原告はダウン症で知的障がいがあり、2007年に後見開始の審判を受けて、成年被後見人となった。そのため、公職選挙法11条1項①により選挙権を失った。そこで、同規定は、選挙権の保障を定めた憲法15条に違反し無効であるとして、国に対して、原告が衆院・参院の議員選挙で投票できる地位にあることの確認を求めた。

【判決】東京地裁は、選挙権は「やむを得ない」と認められる事由がない限り制限できず、後見人が必要かどうかは「財産管理の能力」で判断され、「選挙権行使の能力」とは異なる。そのため、成年被後見人は選挙権を有しないとした公職選挙法11条1項①は、憲法に違反し無効とした。この判例は、選挙人の資格を定めた憲法44条、法の下での平等を定めた憲法14条とも関連する。

定住外国人地方参政権訴訟

【訴訟】日本生まれで永住資格をもつ在日韓国人が、地方公共団体の選挙での参政権を求めたが、認められずに起こした訴訟。

【判決】1995年、最高裁は、国政レベルでの選挙に外国人を参加させることは国民主権原理により許されないが、「憲法は定住外国人の地方参政権を付与することは禁止しておらず、定住外国人に地方参政権をあたえるかどうかは国の立法政策に関わる事柄」とし、地方選挙においては、選挙権をもつ「住民」に外国人を含める立法を行うことは憲法上許容されているとした。

衆議院議員定数配分規定

【訴訟】1972年総選挙時の1票の4.99倍の格差、1983年総選挙時の4.40倍の格差は投票価値の平等に反するとして争われた。

【判決】最高裁は、1976年と1985年に、公職選挙法の定数配分規定は違憲だが、選挙自体は有効とした（事情判決）。判決後、定数の是正が行われた。この判例は、公務員の選定権を定めた憲法第15条、選挙人の資格を定めた憲法第44条とも関連する。